

子育て世帯を支援 各手当・医療費助成など

区では、児童手当をはじめとする各手当のほか、子ども医療費助成等を実施しています。

児童手当と子ども医療費助成の申請は、区役所・豊洲特別出張所の窓口のほか、郵送（申請書は区ホームページからダウンロード可）や電子申請（政府運営のマイナポータル内のぴったりサービス（<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search/>））でも受付ができます。その他の手当は、区役所の窓口で申請してください（豊洲特別出張所では受付できません）。各手当および、ひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。

各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

子育て支援課給付係

☎(3647)4754
FAX(3647)9196

児童手当

日本に居住している15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している親または養育者

- 【手当額（月額）】
 - 3歳未満…15,000円
 - 3歳～小学校修了前（第1子）

表1 児童手当所得制限限度額表	
扶養親族等の数	本人限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※5月分までは平成28年中、6月分からは平成29年中の所得で判定
※扶養親族が5人以上の場合は1人につき38万円を加算
※生計中心者の所得で判定（夫婦の所得の合算ではありません）

子ども医療費助成

15歳に達した日以降の最初

の3月31日までの児童を養育している方

【助成範囲】各種健康保険法の定めによる医療機関等に支払う医療費の自己負担分を助成

母子・父子家庭または同様の家庭、障害を有する児童を養育している方が対象です。

育成手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合

- 【手当額（月額）】
 - 1人につき13,500円

障害手当

障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○身障手帳1・2級程度の児童
○愛の手帳1～3度程度の児童
○脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

【手当額（月額）】
1人につき15,500円

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合

- 【手当額（月額）】
 - 1人目
10,030～42,500円
 - 2人目
5,020～10,040円を加算
 - 3人目以降
40円を加算

1人につき3,010～6,200円を加算

特別児童扶養手当

障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

- 身障手帳1～3級程度の児童
○愛の手帳1～3度程度の児童
○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

【手当額（月額）】
○重度（身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度）の児童
1人につき51,700円
○中度（身障手帳3級、愛の手帳3度程度）の児童
1人につき34,430円

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または

潮風が心地よく緑あふれる、豊洲ぐるり公園



木々を抜ける風が心地良い季節となりました。大型連休に入り、ご家族や友人と予定を立ててお出かけになる方も多いことと思います。

豊洲ふ頭をぐるりと囲み、約15ヘクタールという区立公園の中でも広大な面積を誇る豊洲ぐるり公園が、4月1日に全面開園しました。公園は、当初、平成28年11月に開場を予定していた豊洲市場と同時期に開園する予定でしたが、豊洲市場の開場が不透明となったことから開園

は延期となりました。区民の方からは一日も早く憩いの場として開放して欲しいという声が多く寄せられ、市場整備区域以外の部分について、東京都と協議して昨年7月に部分開園をしました。さらに、豊洲ふ頭をぐるりと周遊する、豊洲ぐるり公園の特性を十分に発揮するために、閉鎖中であった市場整備区域を含めた全面開園を要望し、豊洲市場の開場とは切り離して早期に開園できるように東京都へ求めてきました。今年

部分開園した当初から、散歩やジョギング、先端部ではレインボーブリッジ等の夜景が楽しめるなど、多くの方に利用されています。今回の全面開園により、全長約4.5キロメートルをぐるりと周遊できるようになり、ますます皆様に楽しんでいただける公園になりました。眺望の優れた公園を区民の憩いの場としてはもちろんのこと、本区を訪れる方々にも満喫していただき、豊洲地区のにぎわいの創出につながることを期待しています。海に囲まれた緑あふれる公園へぜひお出かけください。

Jアラート全国一斉情報伝達試験

防災行政無線放送をはじめ、さまざまな方法で情報伝達試験を実施

5月16日（水）に、今年度1回目となる「Jアラート（全国瞬時警報システム）」の全国一斉情報伝達試験を実施します。

この試験は、災害等でJアラートと自動連携している機器を動かし、実際に情報伝達を行う全国的な試験で、今年度は4回実施する予定です。

「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

「放送内容」
これは、Jアラートのテストです。（※3回）
こちらは、防災江東です。（下りチャイム音）
※国内の災害等の状況により中止する場合があります。
※全国的に防災行政無線放送を含めた試験が実施されるため、実施時に区外にいる場合もご留意ください。

5/16(水)

- 【情報伝達試験時に体験できる主な情報取得方法】
- ①防災行政無線放送
 - ②こうとう安全安心メール ※登録者のみ。登録方法は上記参照
 - ③区ホームページ
 - ④ツイッター【防災関連情報】@koto_bosai【江東区政全般】@city_koto
 - ⑤フェイスブック(@city.koto)
 - ⑥一斉情報配信システム（災害協力隊や消防団等に配備）
 - ⑦ケーブルテレビ（デジタル11ch）（契約者のみ）
 - ⑧コミュニティFM(79.2MHz)
- ※①・②・⑥がJアラートと自動連携しています。
※緊急速報メール(エリアメール)での試験実施はありません。
- ☎ 危機管理課危機管理係 ☎ 3647-9382、FAX3647-9651



▲こうとう安全安心メール二次元コード

表2

○父母が離婚した児童
○母が未婚で出生した児童
○父または母が死亡、生死不明の児童
○父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
○父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
○父または母に重度の障害がある児童（障害の内容によっては該当しない場合あり）

20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育するひとり親家庭等の親または養育者で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合

【助成範囲】各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分（世帯の課税状況に応じその一部または全部）を助成